財産の取得の変更について

市は、平成25年流山市議会第2回定例会で議決を経た財産の取得を次のとおり変更する。

平成27年2月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

- 1 財産の表示
- (1)種 目 建物
- (2)所在 流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業地内B62街区2画地
- 2 取得目的 (仮称) 新市街地地区小中学校併設校校舎等の取得
- 3 取得金額 (変更前) 7,853,907,000円に独立行政 法人都市再生機構による関連公共施設等整 備費立替施行分に係る割賦利息相当額を加 えた額
  - (変更後) 7,848,685,692円に独立行政 法人都市再生機構による関連公共施設等整 備費立替施行分に係る割賦利息相当額を加 えた額

(変更による減額分) 5, 221, 308円

4 取得の相手方 千葉県流山市駒木176番地

独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役 海岸 茂美

### 財産の取得の変更(確定)概要

## 1 取得金額の変更内訳

(単位:円)

| 区分   | 変更前                   | 変 更 後 (確定)            |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建設費  | 7, 487, 041, 000      | 7, 482, 064, 530      |
|      |                       | (建築工事 6,312,375,000)  |
|      |                       | (機械設備工事 667,334,520)  |
|      |                       | (電気設備工事 440,565,960)  |
|      |                       | (ガス設備工事 61,789,050)   |
| 事務費  | 3 3 6 , 9 1 7 , 0 0 0 | 3 3 6 , 6 9 2 , 9 0 4 |
| 建設利息 | 29,949,000            | 29,928,258            |
| 合 計  | 7, 853, 907, 000      | 7, 848, 685, 692      |
|      | 差額                    | △5,221,308            |

上記のほかに、割賦利息相当額が加算される。

### 2 取得金額の変更内容

(仮称)新市街地地区小中学校併設校建設の手法として活用した立 替施行制度は、施設完成後に独立行政法人都市再生機構から市へ譲渡 する旨の譲渡契約を概算額で締結し、工事完成後に校舎等譲渡代金確 定契約で譲渡代金及び支払方法を確定するものである。

# (1) 建設費について

建設費は、4,976,470円の減額となったものである。

#### (2) 事務費について

事務費は、建設費の4.5%と定められているため、建設費の減額により224,096円が減額となったものである。

#### (3) 建設利息について

建設利息は、建設費の0.4%と定められているため、建設費の減額により20,742円が減額となったものである。